

中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱

平成21年5月23日

告示第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、町民の安全を確保するため、木造既存建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造既存建築物 昭和56年5月31日以前に工事が着手された、木造の戸建住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。
- (2) 耐震診断 町長が別に定める方法により行う、木造既存建築物の地震に対する安全性の評価をいう。
- (3) 耐震設計 耐震診断の結果に基づく既存建築物の耐震改修工事を行うための設計をいう。
- (4) 耐震改修工事 耐震診断並びに耐震設計の結果に基づき行う既存建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした補強又は改修の工事をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付対象となる者は、当該木造既存建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事を行う者で、住宅の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者又は子である者等、町長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。）又は居住者（居住する予定の者を含む。）とし、毎年度予算の範囲内で交付する。ただし、町税又は町に納付すべき使用料等を滞納している者は除く。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表に定めるところによるものとし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(適用除外)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する木造既存建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事については、当該耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事に係る補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している木造既存建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事
- (2) 過去にこの要綱に規定する補助金の交付対象となった木造既存建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事
- (3) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となる木造既存建築物の耐震診断、耐震設計又は耐震改修工事
- (4) 建築物の床面積が30㎡未満のもの
- (5) 構造耐震指標が1.0未満のもの

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成21年6月1日から施行する。

(平成23年2月から平成23年3月までの補助金の額の特例)

2 平成23年2月1日以降に補助金の交付申請し平成23年3月31日までに交付決定を受けたものについては、第4条に規定する耐震改修工事費補助金の額に30万円を上限に加えるものとする。

附 則 (平成30年6月6日告示第64号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の中能登町木造既存建築物耐震改修工事費等補助金交付要綱の規定は、平成30年7月1日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助金の額
耐震診断	耐震診断に要する費用の3分2に相当する額以内の額とし、その額は12万円を超えないものとする。
耐震設計	耐震設計に要する費用の3分2に相当する額以内の額とし、その額は20万円を超えないものとする。
耐震改修工事	1棟あたり150万円を限度とする。 ただし、150万円未満の場合は耐震改修工事に要する費用以内の額とする。